

周南市交通教育センター一施設分類別計画



平成 30(2018)年 3 月
(令和 5 (2023)年 3 月改訂)

周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	4
第5章 今後の施設の方向性.....	8
第6章 計画期間.....	8
参考資料.....	9

第1章 本計画の目的

周南市交通教育センター施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の交通教育センターについて、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

戦後の日本経済が飛躍的な成長を遂げる中、自動車台数の急激な増加に伴い交通事故が増大することとなりました。特に、昭和30(1955)年代から40(1965)年代にかけて全国的に交通死亡事故死者数が多く、交通安全の確保が社会的課題となったことから、交通安全教育を推進するために、昭和49(1974)年に交通教育センター（当時徳山市交通教育センター、以下、「センター」という。）を設置するとともに条例（当時「徳山市交通教育センター条例」、現在は「周南市交通教育センター条例」）を定めています。なお、老朽化した管理棟を令和3(2021)年3月に建て替えています。

本センターは、交通安全教育の拠点施設として市町が運営する県内唯一の施設で、模擬体験コースでの交通安全教室や自転車運転の練習等により、市民の交通安全に関する知識の普及や技術の向上に努めており、コロナ禍以前は年間約3万人の利用者がありました。

第3章 対象施設の一覧

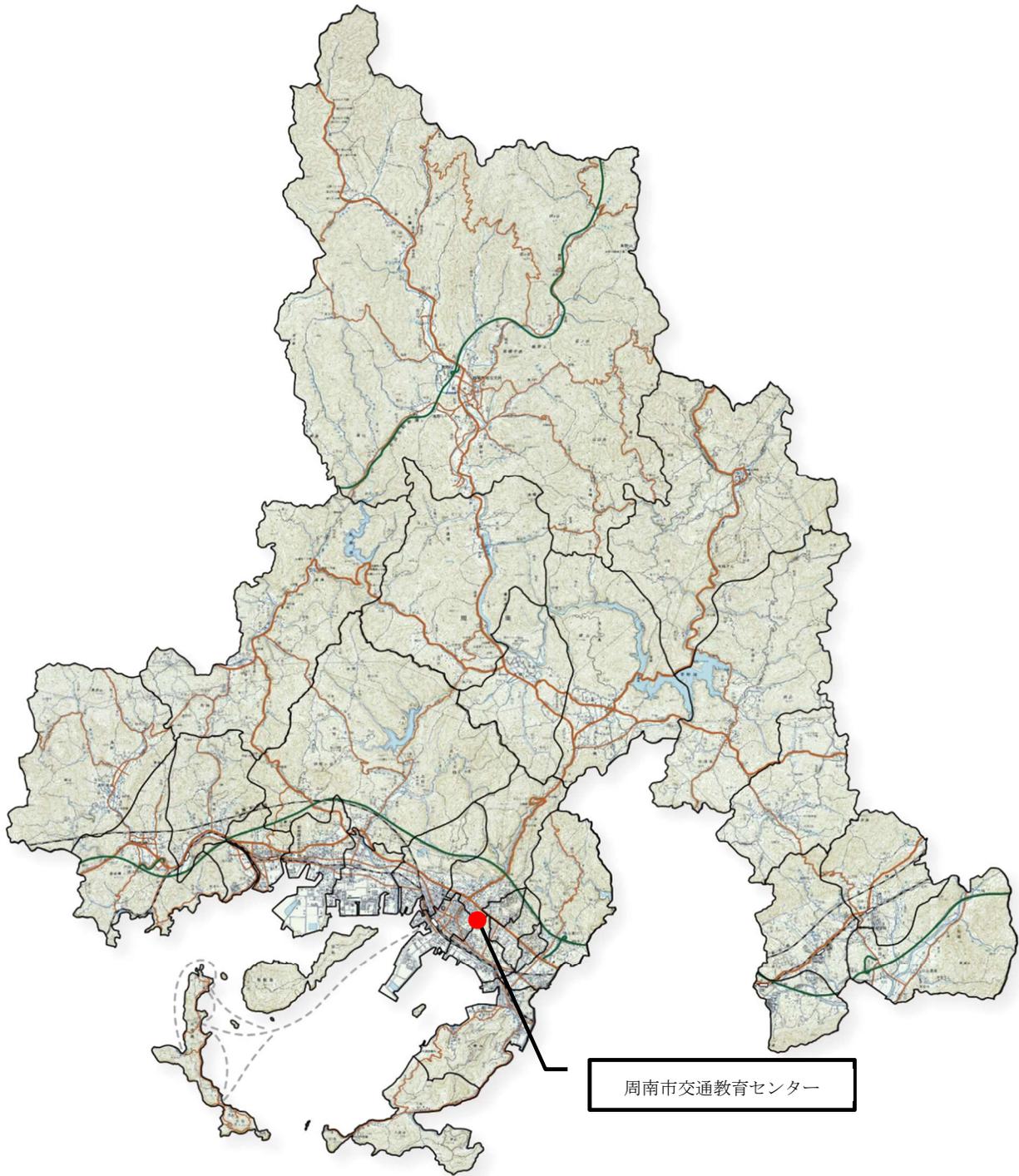
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設であり、生活安全課が所管しています。

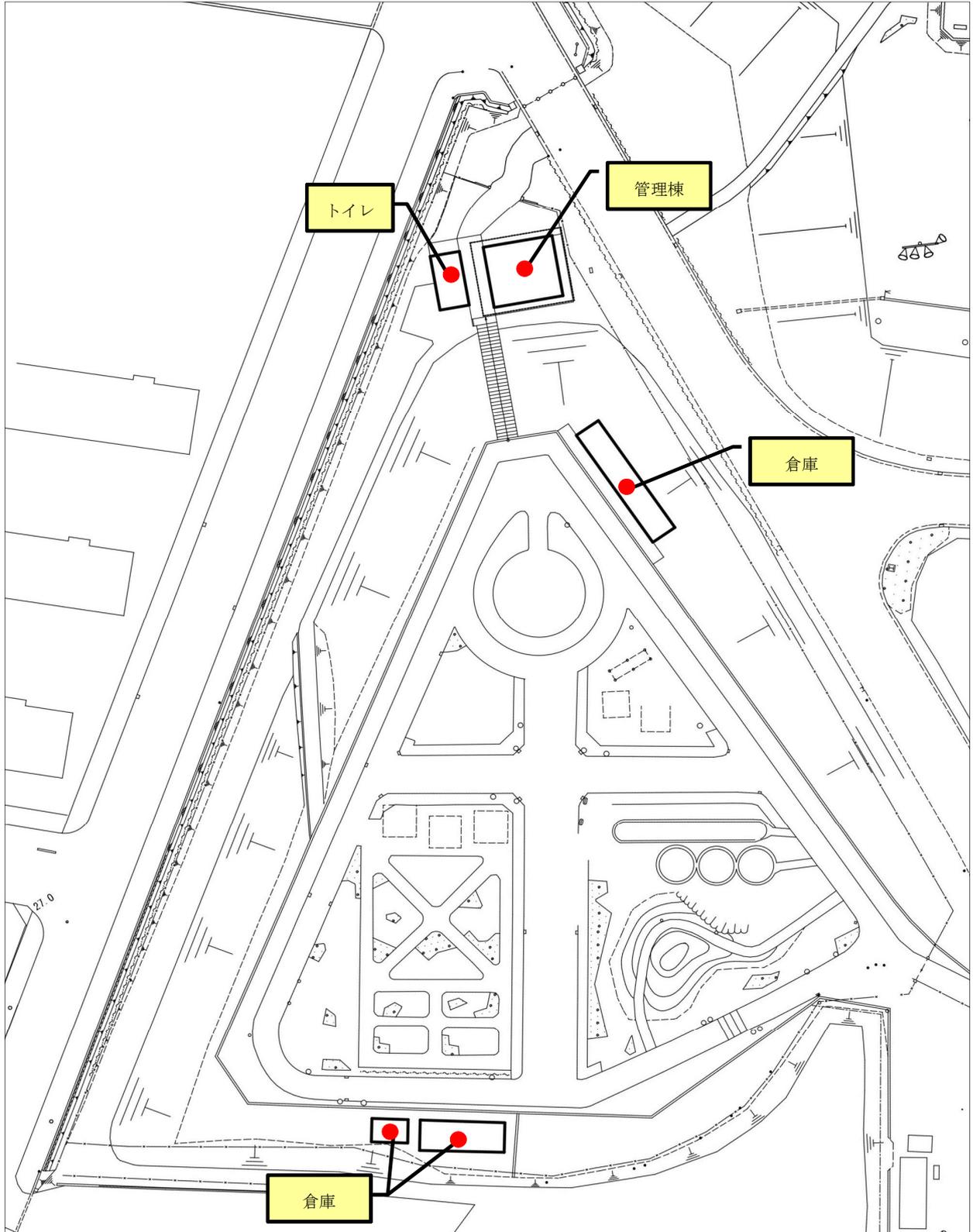
図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	交通教育センター	大字徳山 10406 番地(周南緑地内)	周陽	広域

図表 2-1 施設位置図



図表 2-2 センターのレイアウト



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状

センターでは、交通安全を推進するために次のサービスを行っています。それぞれのサービスの過去5年間の利用者数の推移は図のとおりです。

①センターの個人利用

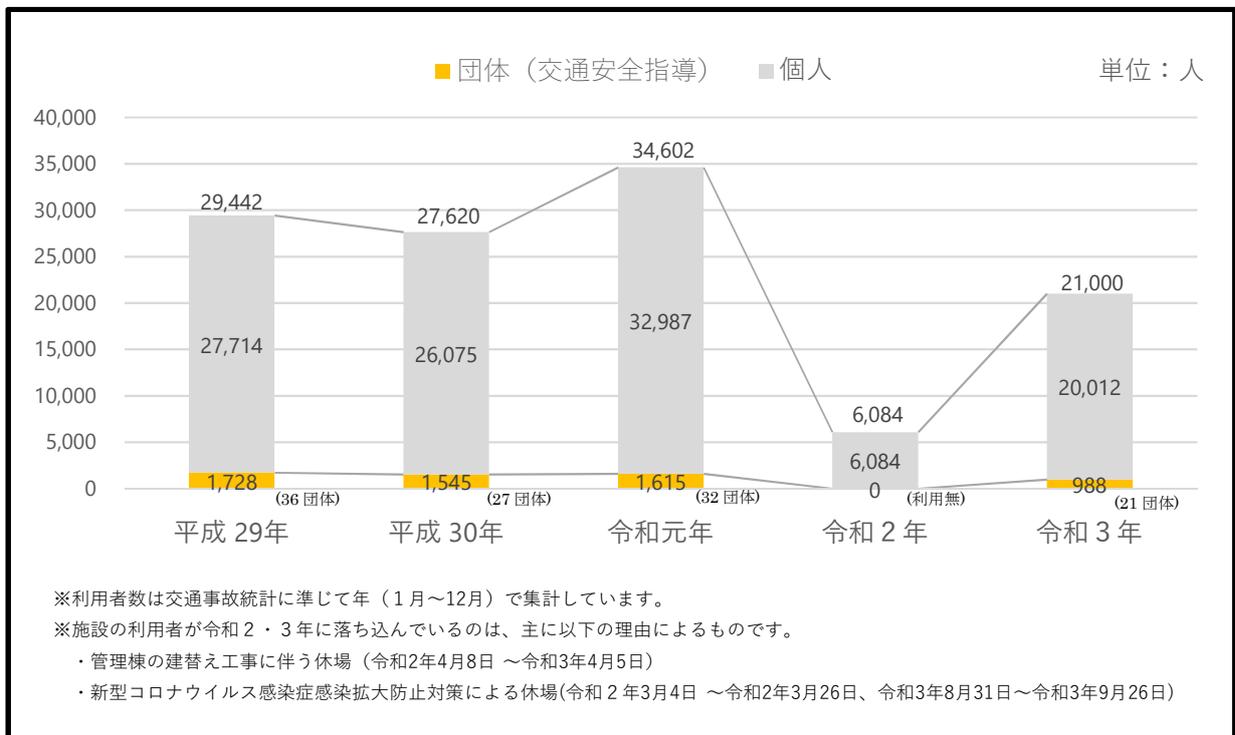
センターは無料で一般開放しており、自転車も無料で貸出し(持ち込みも可)を行っています。屋外で自転車を使って、楽しく交通ルールなどを学ぶことができます。

②交通安全指導

おおむね10人以上の団体からの申請に基づき、センター内で交通安全指導を行っています。

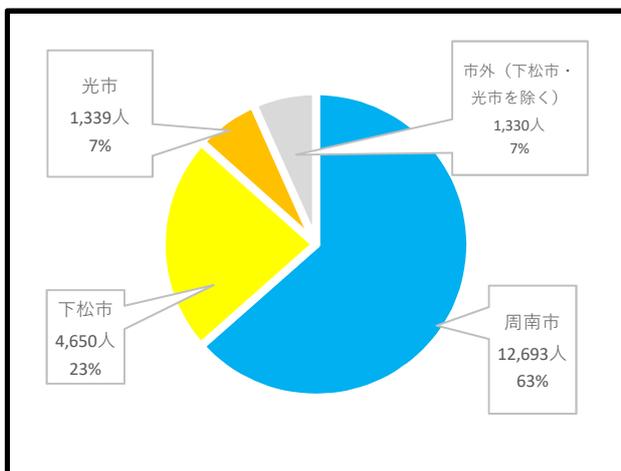
図表 3-1 施設の利用者数の推移

(「個人利用」と「交通安全指導」利用者数(交通教育センター入場者数))



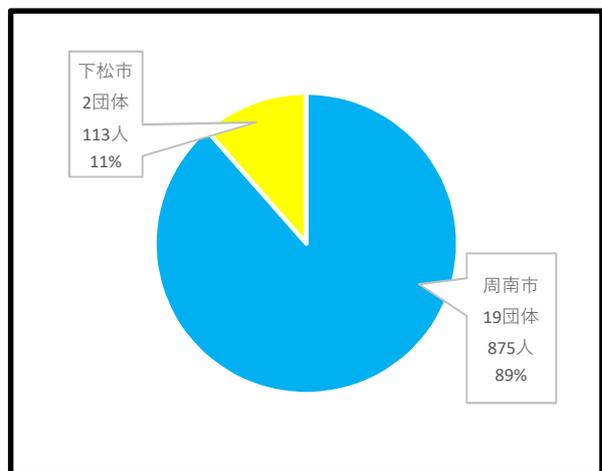
図表 3-2 令和3(2021)年個人利用者

総数 20,012 人の内訳



図表 3-3 令和3(2021)年交通安全指導利用者

総数 988 人の内訳

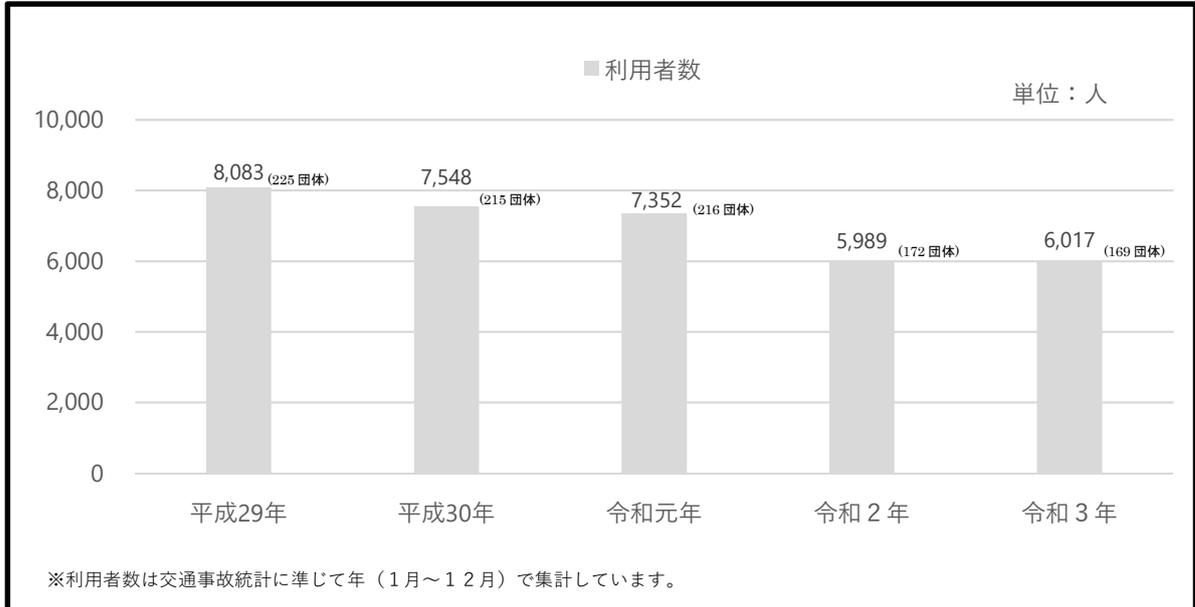


③地域に出向いて行う交通安全教室

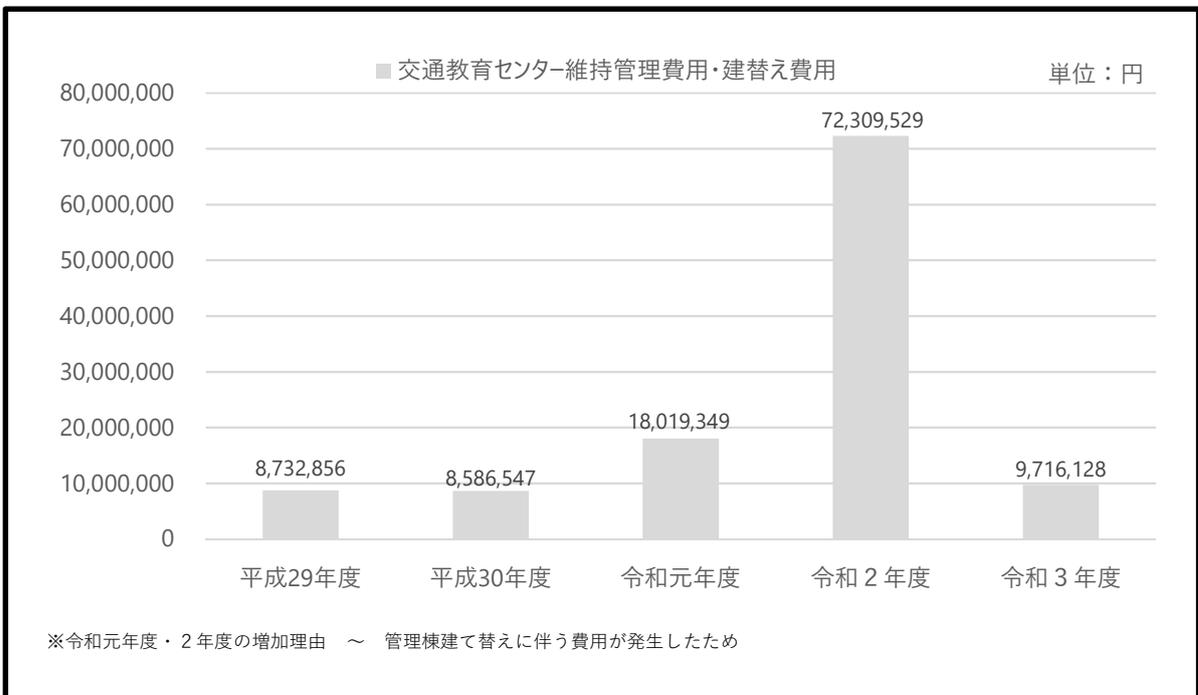
地域の団体等からの申請に基づいて、地域の幼児や高齢者を対象とした地域巡回による交通安全教室を開催しています。

図表 3-4 地域に出向いて行う交通安全教室利用者数

この利用者数は、図表 3-1 の施設の利用者数には含まれていません。



図表 4 交通教育センターの運営コストの推移



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

管理棟について

昭和 49 (1974) 年築の管理棟が老朽化したため、令和 3 (2021) 年に建て替えました。現在のところ、建物、設備共に不具合はありません。

図表 5 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					耐震性	R4自主点検結果		バリアフリーの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	総合劣化度		対応	ハザードマップの状況						
										該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	交通教育センター	288.30	97.76	2020	S /38年	未経過	新耐震	12.20	全部対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造: SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

その他

センター内には、倉庫・コース等があります。

倉庫やコースは年月の経過とともに劣化が進んでいますが、現在のところ使用に支障はありません。

(3) 建物・サービスの課題

平成 28(2016)年度に議会の予算決算委員会において、交通教育センター管理運営事業費の行政評価に対し、『利用者が増え続けており、交通事故減少に寄与していると評価できる事業である。管理棟など老朽化した施設は早期整備とともに、大人も子供も生きた交通安全を学べるプログラムを検討する必要がある。また、近隣市町にない施設であることから、広域での運営や利用も今後研究されたい。(抜粋)』と決議されました。

また、平成 30(2018)年 3 月策定の施設分類別計画において、「祝日の開場」「有料化」「広域的な運営」の 3 点を検討課題として挙げていました。

それぞれについて検討を行い、「管理棟など老朽化した施設の早期整備」については、令和 2 (2020)年 4 月から建て替え工事を実施し、令和 3 (2021)年度に再開場しました。

「交通安全を学べるプログラム」については、警察等との連携等による幼児教育の強化・高齢者及び外国人等を対象としたプログラムの構築・啓発紙の発行や新たなプログラムの開発など、周南市交通安全計画を踏まえた取り組みを進めます。

「祝日の開場」については、開場日の拡大に伴う人員確保の観点から、現状においては実施が困難ですが、今後も引き続き、利用者の利便性の向上について検討します。

「有料化」については、市外在住者のセンター利用などの有料化について、引き続き検討します。

「広域的な運営」については、当施設が教育施設であり、また交通公園という施設の性格から、運営上の負担を他市に求めることは、難しいと判断しました。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価を実施したところ、施設の方向性は「継続利用（現状維持）」となりました。なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

センターは、本市の交通安全教育を推進していくために必要な施設であり、一次評価どおり、今後も「継続利用（現状維持）」していきます。

2) 具体的な方針

建て替えが完了した管理棟は、今後適切に管理しながら使用していきます。

また、センター内の倉庫・コース等の保守管理のためには、修繕料等の一定のコストがかかります。今後も経費節減を図りながら補修等の適切な維持管理を行います。

また、利用者の利便性の向上や市外利用者の有料化等については、引き続き検討します。

図表 6 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5	R6	R7	R8	R9
1	交通教育センター	1	S/38年	未経過	新耐震	12.1	全部対応	なし	高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表7 建物の現状一覧（詳細）

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物										総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																														
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果 【建築編】						【設備編】																																			
								1.構造 部材	2.外壁、防水		3.扉、窓			4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地		1.電気設備										2.機械設備																	
1	交通教育センター	288.30	97.76	2020	S /38年	未経過	新耐震	A	A	A	A	A	A	-	A	-	A	A	-	-	-	A	A	A	A	-	A	-	-	A	-	A	-	A	-	-	A	12.20	全部対応	-	○	○	○	なし					

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続 ◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市交通教育センター施設分類別計画

平成 30(2018)年 3 月

(令和 5(2023)年 3 月改訂)

環境生活部 生活安全課

〒745-8655 周南市岐山通 1 - 1

電 話 0834-22-8240

F A X 0834-22-8243

電子メール seian@city.shunan.lg.jp